

貝塚市社会福祉協議会への寄付金が税額控除制度の対象となります。

貝塚市社会福祉協議会への寄附金については、租税特別設置法が改正されたことに伴い、従来からの所得控除制度に加えて税額から直接控除される『税額控除制度』の適用を受けることができるようになりました。（平成25年2月6日以降の寄附金適用）

【社協会員会費も一定額以上が税額控除制度の対象となります】

個人の場合、下記の（１）・（２）のいずれか有利な方を選択することができます。

（１）所得控除を選択した場合（高所得で税率が高い人ほど減税効果大）

その年に払った特定寄付金の合計額－2,000円を年間所得から控除

（２）税額控除を選択した場合（税額から直接差し引くため、小口寄付でも減税効果大）

（その年に払った特定寄付金の合計額－2,000円）×40%を所得税額から控除

※（１）・（２）いずれも、寄付金額はその年の総所得金額の40%が限度です。

また、税額控除額は、その年分の所得税額の25%が限度です。

※ 詳細は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

控除を受けるためには、確定申告が必要です

本会の発行した「領収証」および「税額控除に係る証明書」の写しを貼付して下さい。

（「税額控除に係る証明書」の写しは、本会のホームページでダウンロードできます）